

専門実践教育訓練給付制度

SKILL UP!!



社会人対象の新しい給付金制度『専門実践教育訓練給付制度』

三友堂看護専門学校は、厚生労働省が指定する『専門実践教育訓練給付金制度』の対象講座（※）に指定を受けています。最大合計 **168** 万円給付

現在働いていてスキルアップをお考えの方や、子育てが一段落し再就職を考えている方、今まで、経済的な理由で進学を断念していた社会人の皆さん、専門実践教育訓練給付制度を利用して、看護師への道を目指しませんか？

※ 対象講座：看護学科（3年課程）

専門実践教育訓練給付金制度とは

専門実践教育訓練給付制度は、働く人の中長期的なキャリアアップを支援し、雇用の安定、再就職の促進を図る雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し、修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

専門実践教育訓練給付金が支給される対象者

初めて受給する場合：受講開始日までに雇用保険被保険者期間が2年以上ある方。

2回目以降の受給の場合：前回の受講開始日以降、雇用保険被保険者期間が3年以上ある方。

※平成26年10月1日以前に旧制度で受給した方は2年以上で可。

※離職者の方は、受給開始日が離職後1年以内であれば上記の要件で対象となります。

支給される金額

	受講中	修了後
支給額 (受講者が支払った教育訓練経費×右欄の割合) (学費のうち入学金+授業料+実習費+教材費)	50% 1年につき40万円が上限 3年間で <u>最大120万円</u> 支給 〔 1年次：40万円 2年次：40万円 3年次：40万円 〕	看護師国家試験に合格後、 卒業1年以内に就職し、雇用保険の被保険者となった場合教育訓練費の20%が追加支給、在学中給付と合わせて70%（上限168万円） <u>最大48万円</u> 追加支給



手続きの流れ

① ハローワーク窓口で相談

まずご自身が支給対象になっているかどうかを、ハローワークへご相談ください。



② 三友堂看護専門学校を受験して合格する

訓練対応キャリア・コンサルタントによる訓練前キャリア・コンサルティングで、「ジョブカード」の交付を受けてください。

※詳細はハローワークにお問い合わせください。



③ 管轄のハローワークに書類を提出

「ジョブカード」と「教育訓練給付金受給資格確認票」をハローワークに提出してください。

※ここまでを受講開始日の1カ月前までに申請する必要があります！



④ 本校入学後、6ヵ月ごとに申請

入学後6ヵ月ごとに支給申請手続きを行います。入学後のガイダンス時。学校より申請の仕方やスケジュールについて説明があります。

申請時に記入が必要な「講座指定番号」等は以下の通りです。

教育訓練施設名	三友堂看護専門学校
専門実践教育訓練講座の名称	看護学科（3年課程）
目標資格等	看護師
実施方法、昼間・夜間	通学、昼間
訓練期間	36カ月
教育訓練費用	入学料：35万円、 受講料、実習費、教科書代：245万 合計：280万円
講座指定番号	56003-151001-2
指定期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日

※ 学校を退学、もしくは講座ごとの基準により定められた訓練期間中に修了する見込みがなくなった場合は、それ以降支給されません。また、半年ごとの受給申請時に、出席や成績状況を確認される場合があります。

さらに、『教育訓練支援給付金』制度もあります。

専門実践教育訓練給付制度金を受給される方のうち、45歳未満で、これまで教育訓練給付金を受けたことがない方が**失業状態**にある場合には、『教育訓練支援給付金』も支給されます。

進学のために仕事を辞められた方を支援するために、教育訓練給付金とは別に失業保険に準じた内容の給付を受けることができるので、進学や生活などの経済面でも支援されます。

教育訓練支援給付金の日額は、離職前の6か月間に支払われた賃金から算出された基本手当日額の80%が支給されます。

教育訓練支援給付金を受けるには、原則として2か月に1回の教育訓練支援給付金の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。

詳しい、スケジュールや金額を知りたい方は、三友堂看護専門学校に資料請求ください。

専門実践教育訓練給付金、教育訓練支援給付金についてのリーフレ

ット（厚生労働省）はこちら↓

<https://www.mhlw.go.jp/content/000571214.pdf>

